

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 日本行政 区画便覧ほか4点 (追録)買入	図書	日本加除出版株式会社	5,875,270円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G8	—
2	令和7年度 戸籍先 例全集ほか2点(追 録)買入	図書	株式会社ぎょうせい	4,615,050円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G8	—
3	業務統合端末機器等 (市民局)再リース (令和7年度)	事務用品 賃貸	FLCS株式会社	2,835,360円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G7	—
4	個人番号カード等裏 面記載対応プリンタ 機器 再リース(令和 7年度)	事務用品 賃貸	三菱HCキャピタル株式会社	3,403,620円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G7	—
5	住民基本台帳ネット ワークシステムサー バ機器一式 再リ ース(令和7年度)	事務用品 賃貸	三菱HCキャピタル株式会社	13,334,310円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G7	—
6	住民基本台帳ネット ワークシステム端 末機器一式 再リ ース(令和7年度)	事務用品 賃貸	NECキャピタルソリューション株式会社	16,830,099円	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号	G7	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等特名随意契約)

【令和7年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式(その2)再リース(令和7年度)	事務用品 賃貸	NECキャピタルソリューション株式会社	14,767,830円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	G7	—
8	大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 再リース(令和7年度)	事務用品 賃貸	FLCS株式会社	73,854,000円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 日本行政区画便覧ほか4点（追録）買入

2 契約相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

当該書籍は出版元である日本加除出版株式会社または加盟書店においてのみ定価の金額で販売されているものであるが、出版元の日本加除出版株式会社から定期購読を行う場合のみ定価よりも安価な価格で購入することができる。

以上の理由から、出版元から特別価格での購入が可能であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 戸籍先例全集ほか2点（追録）買入

2 契約相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社ぎょうせいと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

業務統合端末機器等（市民局）再リース（令和7年度）

2 契約相手方

F L C S株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳等事務システム用の端末（以下、「本件端末という。」）について、F L C S株式会社と賃貸借契約（当初契約期間：令和2年1月1日～令和6年12月31日）を締結し、その後、令和7年1月1日に再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了する。

本件端末については、住民基本台帳等事務システムの基礎として運用上必要不可欠な統合基盤システムのサーバ機種更新時期である令和8年1月1日に合わせて、同時期に更新を行う方針で合併入札を予定しているため、令和7年12月31日までの期間には再リースを行い継続使用する必要がある。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和7年4月1日から令和7年12月31日）に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

個人番号カード等裏面記載対応プリンタ機器 再リース（令和7年度）

2 契約相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

個人番号カード等裏面記載対応プリンタ機器 50 台（以下、「本件プリンタ機器」という。）について、三菱HCキャピタル株式会社と賃貸借契約（当初契約期間：令和2年1月1日～令和6年12月31日）を締結し、その後、令和7年1月1日に再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了する。

本件プリンタ機器については、接続元である住民基本台帳等事務システム用の端末の機種更新時期である令和8年1月1日に合わせて、仕様の観点から同時期に機種更新を行う必要がある。また、設定及び接続作業を一度で済ませることができる等、経済的合理性もあるため、令和7年12月31日までの期間は再リースを行い継続使用する必要がある。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和7年4月1日から令和7年12月31日）に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式 再リース（令和7年度）

2 契約相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステムに係るサーバ機器一式（以下、「本件機器一式」という。）について、三菱HCキャピタル株式会社と賃貸借契約（当初契約期間：令和元年10月1日～令和6年9月30日）を締結し、その後、令和6年10月1日から再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了となる。

本件機器一式については、地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から令和8年1月に次期機種へ更新予定であるため、令和7年12月31日までの期間は業務継続のために現行機器を継続使用する必要がある。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについて業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和7年4月1日から令和7年12月31日）に限って、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式 再リース（令和7年度）

2 契約相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム用の端末機器 147 台について、NECキャピタルソリューション株式会社と賃貸借契約（当初契約期間：令和2年1月1日～令和6年12月31日）を締結し、その後、令和7年1月1日に再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了する。

また、同システム用のサーバは、地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から、令和8年1月に次期機種更新を予定している。

本件端末については、スケールメリット及び合理性の観点から、別契約の端末101台（令和7年12月31日までリース延長予定）とともに、サーバ機種更新に合わせて令和8年1月1日に一括更新を行うこととしており、それまでの期間は再リースを行い継続使用する。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、令和7年1月1日から令和7年3月31日までのリース延長に引き続き、相当と認められる期間（借入期間：令和7年4月1日から令和7年12月31日）に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式(その2) 再リース(令和7年度)

2 契約相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム用の端末機器 101 台について、NECキャピタルソリューション株式会社と賃貸借契約(当初契約期間:令和6年4月1日~令和6年12月31日)を締結し、その後、令和7年1月1日に再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了する。

また、同システム用のサーバは、地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から、令和8年1月に次期機種更新を予定している。

本件の端末については、スケールメリット及び合理性の観点から、別契約の端末147台(令和7年12月31日までリース延長予定)とともに、サーバ機種更新に合わせて令和8年1月1日に一括更新を行うこととしており、それまでの期間は再リースを行い継続使用する。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間(借入期間:令和7年4月1日から令和7年12月31日)に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 再リース（令和7年度）

2 契約相手方

F L C S株式会社

3 随意契約理由

大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式（以下、「現行サーバ機器」という。）については、F L C S株式会社と令和元年11月1日から令和6年10月31日まで長期継続契約にて機器保守を含めたリース契約（以下「既契約」）を締結し、その後、令和6年11月1日に再リースを行い、令和7年3月31日をもって契約期間が満了する。

戸籍情報システムについては、令和8年1月よりクラウド環境に移行する方針であり、リース満了期間からクラウド環境移行までの期間を考慮すると、システムの安定稼働の観点から、リース期間満了後も令和7年12月31日まで現行サーバ機器を引き続き使用する必要がある。

既に調達した現行サーバ機器を継続して使用する場合、既契約の相手方である同社以外から調達すると、現行サーバ機器の設定・保守体制等を維持できず、現行サーバ機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345